



上川路会計事務所通信

上川路会計事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070
Fax 099-252-6400

上川路美恵野会計事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465
Fax 099-223-4348



第218号



所長
上川路 長生

ごあいさつ 平成時代

今年は冬将軍の到来が早く北の国からは大雪の便りが届き、霧島でも韓国岳に霧氷と積雪があったと新聞で知りました。垂水市新御堂の『千本イチョウ』が色づいて辺りを黄金色に染めて観光客を楽しませています。黄金色に染まったイチョウの木々の間からの桜島や錦江湾の風景は晩秋の散策に鮮やかな色どりをそえていました。

政府は8日の閣議で天皇陛下の退位の日を2019年4月30日と定める政令を決定しました。31年の節目を刻む平成時代が歴史上どんな時代であったのか振り返る時を迎えています。未曾有の災害があり、非道なテロも起こりました。

明るい話題の多い将棋界でした。中学生棋士藤井聡太四段がデビュー以来29連勝という大記録を樹立して大ブームとなり社会現象を起こしました。また今日5日、第30期竜王戦7番勝負の第5局で挑戦者の羽生善治棋聖が渡辺明竜王を破り、対戦成績4勝1敗で竜王を奪取しました。通算7期目となり『永世竜王』の資格を獲得、史上初の『永世7冠』を達成したのです。「祖父が種子島出身でゆかりのある鹿児島・指宿で達成できてうれしい」と語り、県民に感動が広がる歴史的な快挙です。4百年の歴史を持つ将棋という文化が集大成された世界に誇る大記録といえます。通算タイトルが歴代ダントツの99期を獲得、来年には夢の大会への期待が懸かれます。羽生と藤井の新旧の天才がタイトルを争う夢の対局を望むファンが多く、今後の将棋界が楽しみです。

大相撲九州場所で白鵬は気迫みなぎる取口で前人未踏の40度目優勝が千秋楽を待たずに決まりました。入門から16年、1千以上の白星を積み重ねて、32歳になって1勝を追い求める欲求に衰えはなく幕内優勝回数2番の大鵬に8回の大差をつけたのです。「東京オリンピックの頃まではがんばりたいね」と土俵の内外が荒れた場所で後輩横綱が土俵人生の瀬戸際に立たされるなか1人横綱の責任を果たしました。

1月の初場所で稀勢の里が横綱へ昇進、17年ぶりとなる4横綱時代となり、6場所90日が連日満員御礼で

目次

ごあいさつ “平成時代”	…1P
税務カレンダー	…2P
2017年12月の経理・税務チェックリスト	…3P
コラム “新語・流行語大賞2017”	…3P
会計・税務のQ&A “平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて”	…4・5P
KMCセミナー(社福編)のご報告	…6P
鹿児島経営サポートセンターのセミナー報告	…6P
企業防衛対策のおすすめ	…7P
職員コラム~PART2~ 今月の担当:岩下 正太	…7P
随想 “『クリスマスツリーを眺めて』上川路美恵野”	…8P

「若貴ブーム、以来の17年ぶりの盛況となりました。ところが年納めの九州場所直後に日馬富士が暴行問題の責任を取って電撃引退となり、豪華な番付が1年足らずで解消です。また力士の範となるべき横綱の白鵬にも驕りの言動が目立つとの批判がありました。九州場所の優勝インタビューで「日馬富士関と貴ノ岩関を再び土俵に上げてあげたい」と願望を語り観客に万歳三唱を促したことで、品格を欠くと言われてしまいました。『驕る平家は久しからず』の諺もあり、相撲協会は信頼回復を急がなければなりません。

日本ハムの大谷翔平選手がポスティングシステムを利用して米大リーグに「二刀流」で挑戦することが決まりました。『和製ペーブ・ルース』と連日メディアに取り上げられ、その去就が全米で注目され報道は過熱して激しい争奪戦を繰り広げられてきました。当初ヤンキース入団が本命にあげられていたのですが歴史と伝統、世界を代表する大都市の人気球団は、落選して驚きと失望のニュースとして報じられました。日本プロ野球史上最高の選手と称えられる大谷選手の移籍先はエンゼルスに決定です。

この冬インフルエンザの流行のピークが早くくるといわれる中で、医療現場ではワクチン不足が心配されています。年内接種に向けてワクチン供給を急いで流行期を乗り越えたいものです。
(平成29年12月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・



10月決算会社申告書提出

2017年12月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
					1	2
3	4	5	6 KMC セミナー	7	8	9
10	11 	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23  天皇誕生日
24	25	26	27	28 上川路 仕事納め	29	30
31	1/1 正月休み	1/2	1/3	1/4 仕事始め	1/5	1/6



1月4日まで

- ・10月決算法人の確定申告
- ・4月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 1月決算法人 第3四半期分
 - 4月決算法人 第2四半期分
 - 7月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・年税額4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）



12月11日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（当年6月～11月分）の納付

■ 本年最後の給与の支払を受ける日の前日まで

- ・給与所得者の保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出

■ 本年最後の給与の支払をする時

- ・給与所得の年末調整

■ 12月中の市町村条例で定める日

- ・固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付

2017年12月の経理・税務チェックリスト



Page 3
218 号

業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

年末調整の実施

□ 今月は、年末調整の計算月です。書類の最終確認や最終給与の決定など業務が重なります。従業員数の多い会社では、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。

また、平成28年分以降の扶養控除等申告書については、マイナンバーの記載が原則として必要となります（平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書について、給与支払者が一定の帳簿を備えている場合には、従業員等のマイナンバーの記載を不要とすることができます）。記載があるときは安全管理措置に沿って管理等を行いましょう。

新年度の源泉徴収事務の準備

□ 給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。また、当年分の締めくりとして、支払調書・源泉徴収票などの提出、その合計となる法定調書の提出（1月）に向け、早めに準備をしましょう。

賞与支払届の提出

□ 賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）へ届け出る必要があります。

年末の資金繰りの確認

□ 年末・年度末にかけては、通常より資金が必要になります。余裕をもって準備を進め、直前になって慌てないよう、借入が必要な場合には早めに取引銀行との折衝を進めておきましょう。

また、普段よりも債権の保全と回収に気を配ることも大切です。

新語・流行語大賞 2017

12月1日に今年の新語・流行語大賞が発表されました。今年も、この一年を回想させることばが選出されています。
【自由国民社HPより抜粋】

年間大賞

● **インスタ映え**【受賞者：Can Can it girl】インスタグラムの投稿者だけでなく、ケータイで写メを撮る行為に「インスタ映え」という意識が浸透した。

● **付度**【受賞者：稲本ミノル（株式会社ハソプロダクション代表取締役）】2017年最大の政治テーマであった「モリカケ問題」を象徴する言葉。

トップテン

● **35億**
【受賞者：ブルゾンちえみ（お笑い芸人）】

● **フェイクニュース**
【受賞者：清原聖子（明治大学情報コミュニケーション学部准教授）】

● **Jアラート**
【受賞者：クリス・ブルード（YouTuber）】

● **プレミアムフライデー**
【受賞者：プレミアムフライデー推進協議会】

● **睡眠負債**
【受賞者：枝川義邦（早稲田大学教授）】

● **魔の2回生**
【受賞者：森山志乃美（産経新聞 編集局整理部記者）】

● **ひふみん**
【受賞者：加藤一二三（将棋棋士）】

● **〇〇ファースト**
【受賞者：なし】

特別賞

● **9.98**【受賞者：桐生祥秀（東洋大学）】

● **29連勝**【受賞者：藤井聡太（将棋棋士）】

会計・税務のQ & A !



テーマ

『平成30年分以降の配偶者控除及び 配偶者特別控除の取扱いについて』

平成29年度の税制改正にて見直しが行われた「配偶者控除及び配偶者特別控除」ですが、平成30年1月1日以後に支払う給与等から適用が開始されます。平成30年分以降は、どのように取り扱うのか見ていきましょう。

改正の内容

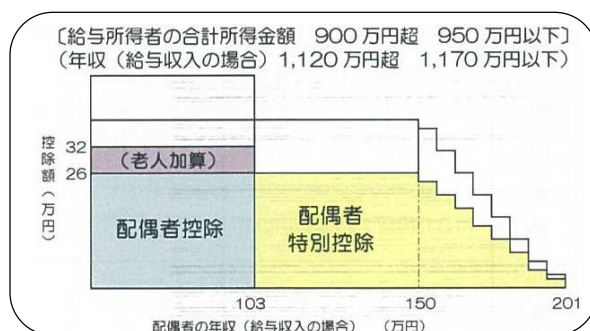
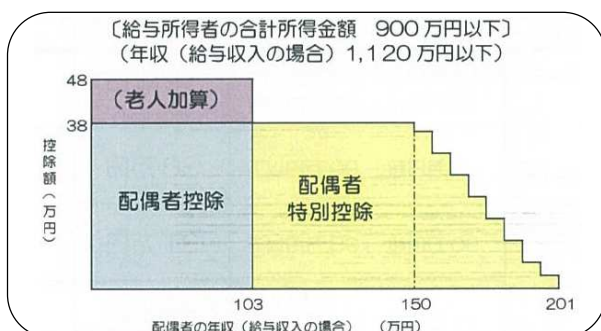
配偶者控除

控除額が給与所得者の合計所得金額に応じて変わります。合計所得金額が900万円を超えると控除額が遞減し、1,000万円を超えると適用を受けることができません。

配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額が、38万円超123万円以下に拡大。配偶者控除と同様、給与所得者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が遞減し、1,000万円を超えると適用を受けることができません。

『配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額のイメージ』

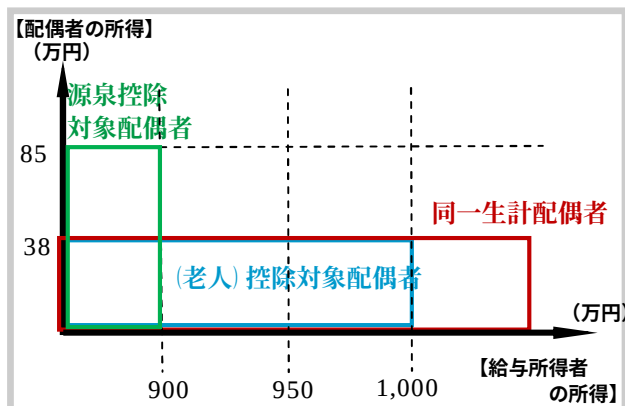


平成30年以降給与等に係る源泉徴収

★ 新たな用語が定義されました

改正により、下記の用語が新たに加われました。それぞれの用語に応じて取扱いが異なりますので、正確に意義を理解する必要があります。

同一生計配偶者 (1)	給与所得者と生計を一にする配偶者 (2) で、合計所得金額が38万円以下である者。給与所得者の合計所得金額に制限なし。
控除対象配偶者	同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である給与所得者の配偶者。 ※控除対象配偶者のうち70歳以上の配偶者は、老人控除対象配偶者となります。
源泉控除対象配偶者	合計所得金額が900万円以下の給与所得者と生計を一にする配偶者 (2) のうち、合計所得金額が85万円以下である者。



(1) 従来の控除対象配偶者と同義。(2) 青色事業専従者等に該当する者を除く。

★ 様式が変更になります

給与所得者の扶養控除等申告書(※)

平成29年分までは、「控除対象配偶者（合計所得金額38万円以下の配偶者）」の情報を記載していましたが、平成30年分からは、「**源泉控除対象配偶者**」の情報を記載します。

(※) 平成30年1月1日以降の最初の給与等の支払を受ける日の前日までに給与等の支払者に提出する書類です。

給与所得者の配偶者控除等申告書

年末調整の際、従来の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出が必要でしたが、平成30年以降は「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要となります。（給与所得者の保険料控除申告書と兼ねていた様式が分離した形になります）

平成 30 年 分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	あなたの生年月日
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	配偶者の氏名
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、基礎、専業主婦又は勤労学生等のいずれにも該当しない場合は、ここに記入してください。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	老人扶養親族(昭和11月以前生)	平成30年中の所得の総額	住所又は居所
源泉控除対象配偶者(注1)							
1							
同居親族等							
その他							
特定扶養親族							
同居親族等							

★ 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法が変わります

給与等に対する源泉徴収税額を求める際、「給与所得の源泉徴収税額表」にて計算します。「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄を適用する場合、扶養親族等の数に応じて税額を求めますが、配偶者に係る扶養親族等の数え方が変更となります。

改正前

給与所得者の所得に関係なく、配偶者の合計所得金額が38万円以下であれば、控除対象配偶者として、扶養親族等の数を1人とする。

改正後

配偶者が**源泉控除対象配偶者**に該当する場合に、扶養親族等の数を1人とする。
尚、**同一生計配偶者**が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人加算する。
(同居特別障害者の場合、2人加算)



これまで配偶者の合計所得金額が38万円を超えるため、扶養親族等の数に数えることができなかった者が、配偶者の合計所得金額が85万円以下であれば、数えることができます。

★ 年の途中で源泉控除配偶者に該当しなくなった場合は？

給与所得者は、該当しなくなった日の後、最初に給与等の支払いを受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等移動申告書」を給与等の支払者に提出します。給与等の支払者は、同申告書の提出を受けた日の後、扶養親族等の数を1人減らして源泉徴収税額を計算します。既に源泉徴収を行った分は、年末調整で精算します。

★ マイサンバー制度について

給与等の支払者が一定の帳簿を備え付けている場合は、その帳簿に記載されている配偶者の個人番号等に変更がなければ、平成30年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載すべき**配偶者の個人番号の記載を不要**とできます。

平成30年分以降の取扱いについてご紹介致しました。(平成29年分は従来通りの取扱いです。)
国税庁「平成29年分年末調整のしかた」、「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに関するFAQ」を引用していますので、詳細については、国税庁HPをご覧ください。





(有) 上川路マネジメントセンター主催

第28回KMCセミナー (社福編) のご報告

『指導監査ガイドラインと経理規程』

講師: 上川路美恵野会計事務所 所長 公認会計士・税理士 **上川路 美恵野**

平成29年12月6日(水)に鹿児島ビルにて社会福祉法人の経営管理セミナーを開催いたしました。当日は、たくさんの方に足を運んでいただき、会場は満席となりました☆



●カリキュラム●

I 社会福祉法人の指導監督の見直し

- ・見直しの方向性
- ・社会福祉法における社会福祉法人に対する行政上の監督に関する仕組み
- ・実施要綱の構成について
- ・指導監査の実施

II 指導監査ガイドライン

- ・監査事項
- ・チェックポイント
- ・着眼点
- ・指摘基準
- ・確認書類

III 経理規程の改正



一般社団法人

鹿児島経営サポートセンター 主催

無期転換ルールの実務対応セミナーのご報告



講師: 高山社会保険労務士事務所
所長 特定社会保険労務士 **高山 弘一**



カリキュラム

- 1 有期労働契約に関する改正労働契約法のポイント
- 2 無期労働契約への転換ルールとは
- 3 無期転換ルールの「クーリング」とは
- 4 有期雇用特別措置法とは
- 5 有期雇用特別措置法の基本的な仕組み
- 6 高度専門職の特例
- 7 継続雇用の高齢者の特例
- 8 特例に関するその他の基本的ルール
- 9 施行日と特例適用の関係
- 10 申請書の提出から計画の認定まで
- 11 特例の対象者に行うべき適切な雇用管理上の措置
- 12 その他の留意事項

平成29年11月14日(火)にかごしま県民交流センターにて、高山社会保険労務士事務所の高山社労士を講師として“無期転換ルールの実務対応セミナー”を開催いたしました。

お忙しい中、たくさんの方にご出席いただき、誠にありがとうございました。

今後も皆様のお役に立てるセミナーを開催予定ですので、是非ご活用ください☆



企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の
保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策
についてご紹介するコーナーです☆

リスクマネジメントシートの作成を推奨しています

経営者のリスクに対応するため、決算期毎に法人として「**標準保障額**」の算定を実施することで、その都度変化している**リスク内容**を監査担当者と共に確認して算定することをお奨めします

〈チェック項目〉

- ＊既存の保険契約確認 = 最新の保障内容になっているか（契約形態・受取人等）
- ＊標準保障額の算定 = **分析表（※）**の作成をして、過大かどうかの判断
- ＊退職金財源の確保 = 役員・従業員を含む将来の財源を標準的に準備
- ＊事業承継資金の準備 = **自社株評価・相続対策**の資金準備

（※）分析表は、一週間程度で作成可能です。



〈事業保険の種類〉

- ・借入金返済対策
- ・不測の事態対応
- ・就業不能時対策
- ・重大疾病時対策

保険種類により、経理処理が異なりますので、担当者との打ち合わせと同時に経費の節減に努めるのが肝心です



上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます

職員コラム

～PART2～

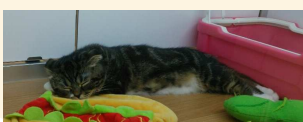
このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつおすすめのスポットや憧れの場所などを紹介していきます。
お出かけの際の参考にいただければ幸いです☆

おすすめスポット（あこがれの場所・行きたいところ）
：猫カフェ

皆さんこんにちは。

私がおすすめするスポットは、「猫カフェ」です。実は私は大の猫好きで、幼少の頃から何かと理由をつけては、捨て猫を拾ってきて、自宅で飼おうとしていました。祖母はいつも許してくれたのですが母が大の猫嫌い、いつも叶わぬ夢でした。

先日、娘を連れてついに初めて猫カフェに足を運びました。鹿児島市呉服町にある「そら猫」というところですがご存知の方も多いと思います。猫には本当に癒されます。猫だけでなく動物を飼うことは子供の教育にも良いと聞きます。最近は毎週末「きたやま」→「イオン」→「ニシムタ」の黄金ルートを回り、ペットショップの猫たちを見に行きます。毎週見に行き気に入った猫が次の週にはいなくなると、新しい家族のもとへいったのだなあと我が子のようにしみじみと感慨深い思いになります。



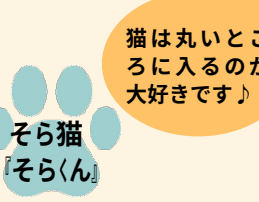
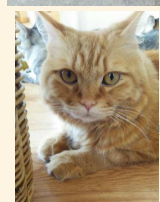
今月の担当：経営支援部 岩下 正太

さて、この猫たちは私のお気に入りの猫たちです。皆さんも是非猫カフェに足を運び猫たちと楽しい時間を共有してみてください。

残念ながら私は家族の承諾を得られず、未だに猫が飼えません。（猫だれか譲ってください！子猫ほしい!）

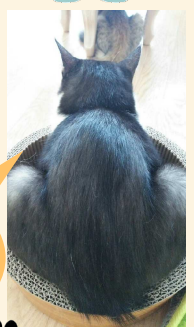


黒川温泉 山みず木
『弁慶（弁ちゃん）』



そら猫
『そらくん』

そら猫
『やまとくん』（後）



猫は丸いところに入るのが大好きです♪





寒い日が続き、今年の終わりの近さを告げています。

先日、仕事で沖縄に行ったとき、ある百貨店の前の大きなクリスマスツリーに目が止まりました。マニラヤシや蘭などの生きた熱帯植物を使っている、私達がクリスマスツリーとしてイメージするモミの木とは全く違った雰囲気です。

11月末ながら25度以上に上がった沖縄の青く高い空の下、何も考えずに着てきた冬服の暑さに汗をぬぐいながら、これも旅情だなあ、と南国風のクリスマスツリーを眺めてきました。

この一風変わったクリスマスツリーを企画したのは、西島清順さんという世界中で珍しい植物を探すプラントハンターです。西島さんは、神戸で「世界一のクリスマスツリープロジェクト」も手掛けています。

これは、生きた木としては世界最大規模の全長約30メートルのクリスマスツリーを飾るというもので、樹齢150年ほどのアスナロの木（材木として出荷されるもののうちの一本）を富山県から神戸まで運んできて植樹したということを新聞記事で読みました。

神戸開港150年記念事業の関連事業であり、阪神淡路大震災の鎮魂と震災からの復興した都市から多くの震災で被害を受けた方たちへの鎮魂と復興の祈りのメッセージを送りたいということで企画したのだとか。

この企画に対して「木がかわいそう」という意見も沢山寄せられたといいます。それに対して西島さんが、家具も鉛筆も本も木の命を頂いてできているけれど、普段、そのことにあまりに無頓着に暮らしているのではないだろうか、木があって人間の生活が成り立っていることに気付いてほしい、と語っていたのが印象に残りました。

私は、その話を聞いて『おおきな木（シェル・シルヴァスタイン著／あすなる書房）』という絵本を思い出しました。

長く読み継がれているので御存知の方も多かもしれませんがリンゴの木と男の子のおはなしです。男の子は木が大好きで小さいころから一緒に遊んでいました。男の子は大きくなり、次々といろいろなものを欲しがります。その要求にこたえて木はリンゴの実を与え、枝を与え、幹を与え・・・何もかも与えてしまった木は幸せだったのか？という読む人ごとに様々な解釈が出来る本です。

私は、この本を読んだ時に、この男の子の身勝手さを不快に感じたものですが、普段、木の恩恵に属しながらあまり顧みていない自分を思い起こすと、この男の子と大差ないのだと今さらのように気が付きました。

クリスマスツリーは、常緑樹が一年中葉を茂らせている姿の生命力を尊んで飾ります。その木の生命力も人間が無自覚に奪い続けられ、いつか尽きてしまうでしょう。クリスマスツリーを眺める時は、木だけでなく私達を取り巻くすべての命に感謝したいと思っています。

今年一年、お世話になりました。良い年をお迎えください。



椰子揺れて南の島の聖樹かな

美恵野

編集後記

最近寒くなってきたかなと思えば、あっという間に12月です。当事務所は今年で創立40周年を迎えて、特別な年となりました。お客様にはもちろんのこと、日々の小さなことにも感謝していきたいと思う今日このごろです。今年も事務所通信をご愛読いただき、ありがとうございました☆来年もより楽しみにしていただけるような記事の作成に努めて参ります！今年も一年ありがとうございました☆来年もよろしくお願い致します☆

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

URL <http://kamikawaji-kaikai.com/>

上川路会計

検索

広報委員会 上川路美恵野 伊集院 赤塚 盛喜 福留 坪山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

